

藤枝法人会報

令和4年度

第12回



税に関する絵はがきコンクール



藤枝法人会長賞



藤枝税務署長賞



藤枝法人会女性部会長賞



優秀賞



優秀賞



No. 120

令和5年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざます 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

目次

令和4年度 納税表彰	1
令和4年度 (一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式	2～3
令和5年度 税制改正に関する提言(行動する法人会・法人会からの提言・概要)	4～7
特集 大井川材と紀伊国屋文左衛門	8～11
写真で見る 第20回夏休み親子税金教室	12～13
第12回税に関する絵はがきコンクール・表彰式	14～16
写真で見る 第11回租税教室	17～18
写真で見る法人会活動	19～22
税務署だより	23～26
藤枝財務事務所だより	27
税理士会だより	28
令和5年度年会費について	29
新入会員紹介	30～31



家族の思い出
わが子の門出
松風閣の結婚式



毎土日祝 ブライダルフェア・相談会開催

※予約優先 ※結婚式実施の時間帯等、ご対応致しかねる場合もございます。

ホテルアンビア松風閣 〒425-0012 静岡県焼津市浜当目海岸通り星が丘
ブライダルサービス TEL.054-628-3316 (祝日を除く 火曜定休) <https://www.syofukaku.com/bridal>



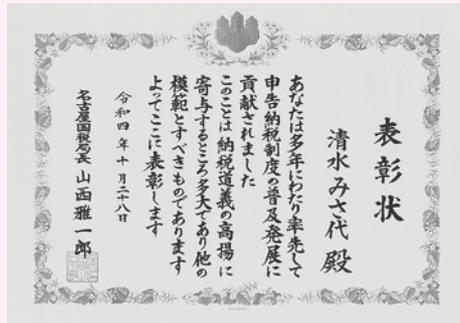
令和4年度

納税表彰受彰おめでとうございます

名古屋国税局、藤枝税務署、藤枝地区税務推進協議会の、令和4年度納税表彰におきまして、当会関係者受彰者は以下の通りです。
(敬称略・表彰区分別法人名50音順)

名古屋国税局長表彰

法人名	氏名	法人会役職
(株)清和不動産	清水みさ代	理事/女性部会長/女連協会会長



藤枝税務署長表彰

法人名	氏名	法人会役職
(株)赤阪鐵工所	塚本義之	理事/税制・税務委員長



法人名	氏名	法人会役職
(株)共水	片岡征哉	理事/総務厚生副委員長



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	氏名	法人会役職
(有)石神工務店	石神利真	理事/青年部会長



法人名	氏名	法人会役職
丸石(株)	大石格之助	監事



氏名	法人会役職
井之上茂利	監事



令和4年度

……………受賞おめでとうございます……………

(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式挙行

(公社)藤枝法人会主催の、(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、令和4年11月7日(月)松風閣にて、藤枝税務署の黒田哲也署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、記念講演会として、筑波大学名誉教授・島根県立大学客員教授の中村逸郎氏をお招きし、「プーチン政権の闇と今後の日露関係」というテーマでご講演頂きました。



司会：片岡総務厚生副委員長



青島会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読（江崎副会長）

功労法人表彰 5社

多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法人名	会社役職名	氏名
(株) エクノスワタナベ	代表取締役社長	渡邊 哲朗
榊原産業(株)	代表取締役	榊原 昇次
(株) 清和不動産	代表取締役	清水みさ代
(株) 大勝堂外商部	代表取締役	安藤 聡
(株) ツチヤコーポレーション	代表取締役会長	土屋 富久夫

会員たる法人の役職員表彰 4名

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法人名	会社役職名	氏名
(株) 赤 阪 鐵 工 所	常務取締役執行役員	塚 本 義 之
(有) 石 神 工 務 店	取 締 役	石 神 利 真
近 藤 建 設 工 業 (株)	専 務 取 締 役	近 藤 友 一
焼 津 水 産 化 学 工 業 (株)	経営統括本部経理部長	大 勝 利 昭

祝 辞



藤枝税務署署長 黒田哲也様



静岡県藤枝財務事務所 所長 清水初美様



東海税理士会藤枝支部 支部長 三岡厚文様

皆様、おめでとうございます。



〈受賞者代表謝辞〉
渡邊 哲朗 氏



行動する法人会



—令和5年度税制改正に関する提言—

全法連では、令和5年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業関係） 11月1日

財政・金融・証券関係
団体委員長

中山 展宏 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会長

宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、
田中専務理事

公明党

税制改正要望等に関するヒアリング 11月7日

財政・金融部会長

上田 勇 氏 他



財務省

11月1日

財務副大臣

井上 貴博 氏



左から田中税制副委員長、井上副大臣、
飯野税制委員長、田中専務理事

立憲民主党

税制改正要望ヒアリング 10月19日

財務金融部門長

階 猛 氏 他



国税庁

表敬訪問 12月7日

長 官 阪田 渉 氏
次 長 星屋 和彦 氏
課税部長 堀内 斉 氏



右手前から堀内課税部長、阪田国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

国民民主党

税制改正要望ヒアリング 11月7日

税制調査会長

大塚 耕平 氏 他



中小企業庁

10月27日

長 官

角野 然生 氏



左から田中税制副委員長、飯野税制委員長、
角野中小企業庁長官、田中専務理事

日本維新の会

11月16日

財政金融部会長

住吉 寛紀 氏 他



総務省

10月27日

自治税務局長

川窪 俊広 氏



右側 川窪自治税務局長
左奥から飯野税制委員長、田中専務理事、田中税制副委員長

少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

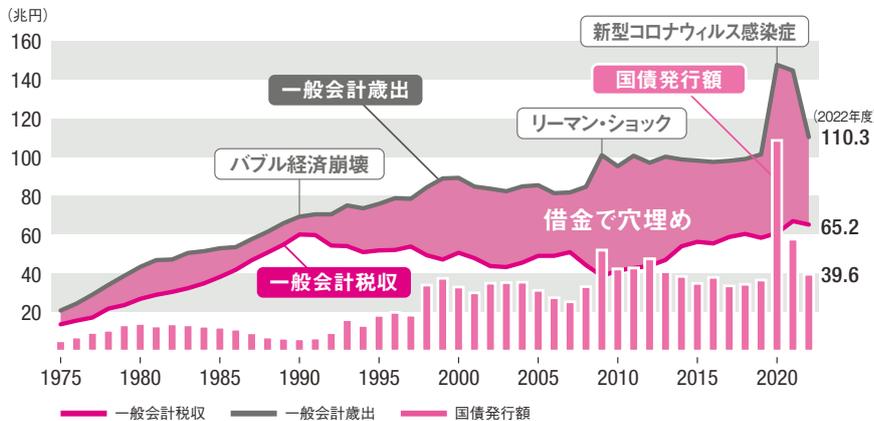
中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウイズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。

また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。

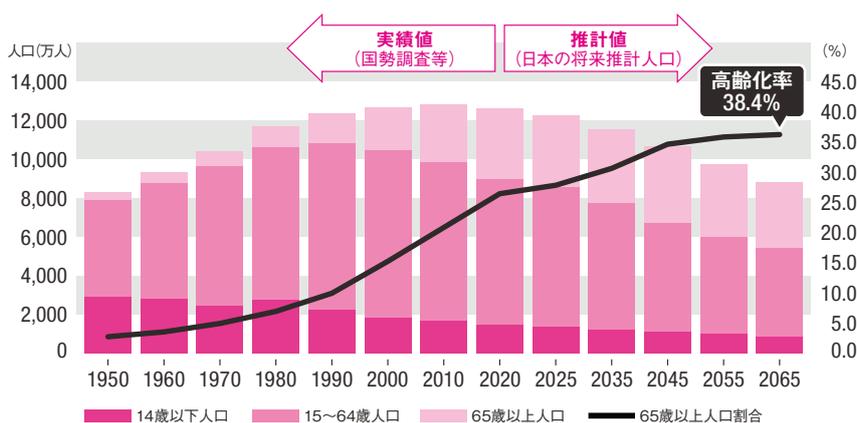


公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事（株）名誉理事

1. 一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移



2. 高齢化の推移と将来推計



- (注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。
(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
- (出所) 棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」、2021年は総務省「人口推計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
※グラフは政府公表資料から引用。

令和5年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組ん

でいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

Ⅲ 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 全法連会館
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

出典：令和4年10月3日付 日本経済新聞朝刊全国版掲載

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム
e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略（注）

還付がスピーディー

（注）法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



大井川材と紀伊国屋文左衛門

郷土史をひとりで楽しむ会 橋本昌吉

1 はじめに

今から300年ほど前、江戸中期の豪商紀伊国屋文左衛門を御存知でしょうか？ 私は子供の頃、三波春夫の長編歌謡浪曲「豪商一代 紀伊国屋文左衛門」で知りました。その後、そんな紀文が大井川・志太に縁があったことを知り、いつかは調べてみようと思いきや30年余が過ぎてしまいました。村松治平氏著の「紀文と大井川」を基に紹介したいと思いますのでお目通し頂ければ幸いです。

紀文は、紀州の出で20代の中頃、大豊作だった紀州ミカンを荒れる海路を乗り越え、品不足で高騰していた江戸に運び15万両の大儲けしたと云う伝説がある。ミカンでそんなにも儲けるなんて今では到底想像もできませんが、その儲けを元手に江戸で材木問屋を興し豪商へと出世、富と名声を掴んでいった。

2 上野寛永寺の造営

そんな矢先の元禄4年（1691）、上野寛永寺の根本中堂造営の木材調達事業があった。根本中堂は間口45m、奥行42m、高さ32mという壮大な建造物であった。この造営に使われる木材は桁外れに多く、主要部材の柱・梁だけでも640本余、太さは70cm、長さは13m超の長大材だった。これだけでも材積換算で1.2万m³余が必要であるのに、その他の用材等を含めると5万m³余が必要とされた。樹種は、針葉樹のなかでは最も重硬で耐久性に優れたツガ材を主とし、ケヤキ、ヒノキ、シラベ、トウヒなどが使われたと言われる。



この用材調達に名乗りを上げたのが、新進気鋭の紀文と駿府の豪商松木屋新左衛門の協同事業体であった。紀文は納入を松木は木材の伐採搬出を担当した。（余談 彼らは別々に木材調達を行っていたが事業の途中から協力するようになったとする資料もある）

この松木屋は、駿府両替町に屋敷（現静岡銀行本店）を持ち、絹・太物問屋を営んでいた。今川氏の頃、甲斐より移り住み五代目が松木新左衛門宗周である。新左衛門は、五人兄弟の三男で兄弟のなかで一番傑出していたという。五男の郷蔵は木材の伐採現場で活躍した。松木屋は大井川筋に親戚縁者があり、森林資源について情報を持ち合わせていた。そんな縁から大井川筋から木材を調達する計画であった。

3 千頭山・井川山から丸太搬出

御用材入札の前年（元禄3年秋）、紀文、松木屋らは千頭山の調査に入った。安倍川、中河内川を遡って大日峠越しに井川村に出た。そこから閑蔵に下って関の沢に到着した。この山岳地帯をすべて千頭山と呼び、接阻峡より上流を井川山とも呼んでいた。一行は千頭山の美林に圧倒された。

松木屋らは早速、百姓山（個人山）を買い集め、その秋から伐採を開始した。その後、紀文一行は、

大井川の流れをつぶさに調査し島田宿に着いたのが12月初めであった。

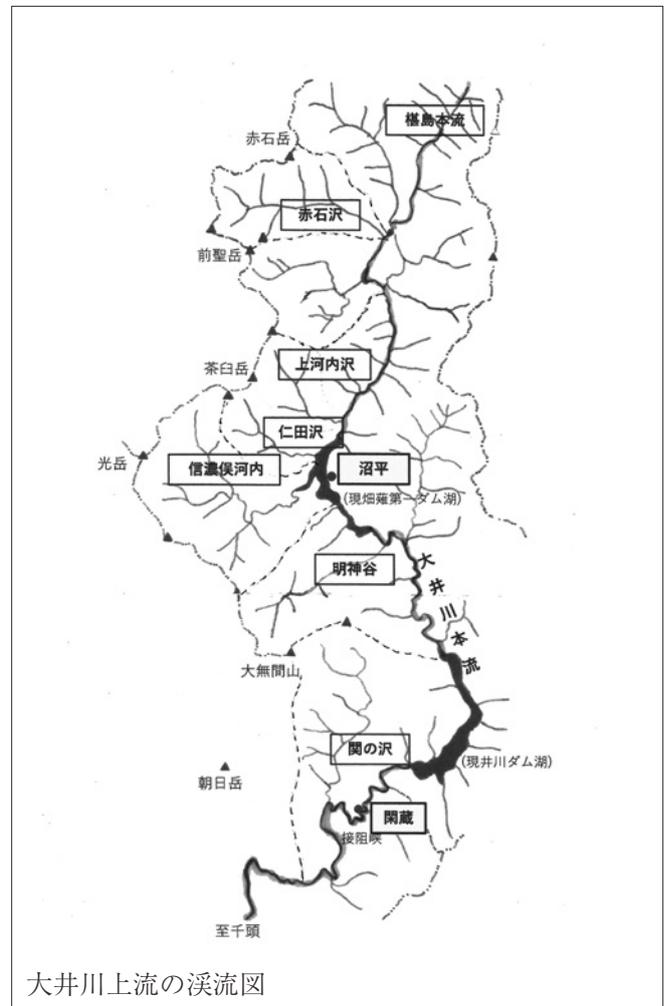
翌年の7月、御用材入札では、紀文・松木屋の協業体が一番札をとり、本命の奈良屋茂左衛門商店を大きく引き離しての落札と決まった。

入札前の春、松木屋の末弟郷蔵が率いる一団が去年の紀文らと同様のルートから、また、河合徳兵衛を棟梁とする一団は島田宿から大井川を遡り閑蔵集落を目指した。徳兵衛はもと江戸の材木商人であったが、島田宿にきて大井川流域で木材の伐り出を生業としていた。両者の最終目的地は関の沢であった。そして郷蔵らが入山してからしばらくして入札が終わった。

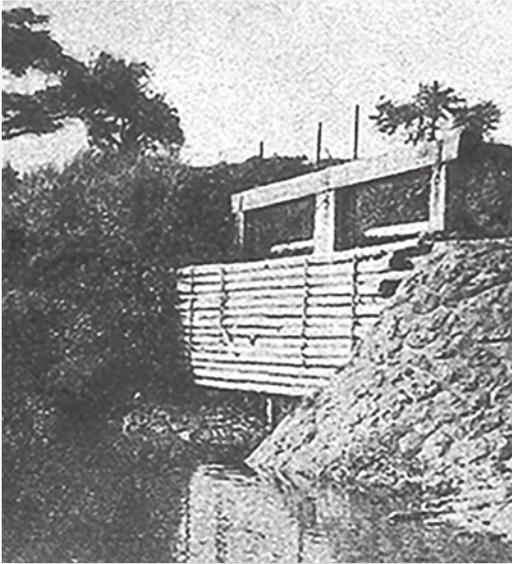
落札後、紀文、松木屋らは幕府の山奉行らを案内して再び山に登って来た。山奉行らは、幕府領の境界確認、伐採数量、搬出の監視に当る役人らであった。奉行の指示により、関の沢の右岸、田代河内、本谷、素麺沢（ソウメンザワ）、有度河内、九人沢、小森沢と、小無間山を分水嶺とする関の沢の全山を幕府領に指定していった。

昨年、事前に伐採しておいた丸太の流送も開始した。この丸太約6,600㎡は、無事江戸深川まで搬送することができた。しかし長大材としての規格を満たすものは、その中の数割でしかなかった。さらに長大材を伐り出すことが必要であった。それも搬出可能の場所となると、さすがに少ない。また、輸送時の損傷や流失などを考えると更なる出材を余儀なくされた。納入量の三倍は伐り出さなくては安心できなかった。関の沢だけでは必要量が確保できない。かといって大井川下流域では長大材の確保はさらに難しい。そこで上流の前人未踏の井川山に目を向けた。

元禄5年春、井川山に入った。ここにも天然の良木が生い茂っていた。工区も組織も大きくなり人夫も千人余となった。本部は、沼平（現畑薙第一ダム左岸上流）に建設し、松木郷蔵、河合徳兵衛を総元締とした。また、関の沢、明神谷、信濃俣、仁田沢、榎島本流そして赤石沢の支流ごとに責任者を置いた。各支流には何棟もの作業小屋が建設され、谷々で一斉に伐採が開始されていった。



この時代、丸太の搬出は、修羅（しゅら）出しが主であった。これは漕地状の地形に丸太を縦に並べ、すべり台を造り、伐採した丸太を滑り落とす仕掛けである。末端には勢いを緩め沢に落す細工がなされていた。秋の豊水期に支流から本流まで流送し、冬の渇水期に本流を管流し（単木で流す）するのが一般的であったが、それは普通材のときのことだった。今度のような長大材を流すのは、どうしても秋の



戦後の頃の木屋水門

大量の長大材を流すためには浜松屋らの計画規模では不十分であった。水門・水路の幅を広く、水深も深く、かつ長大材がつかえないように極力直線にするよう注文をつけた。その上、納期に間に合わせるためには元禄5年の秋までには完成させなければならなかった。利用条件で大幅に譲歩したのは、そのような事情があったからである。紀文側からしたら渡りに舟、浜松屋側も開削費用の全額負担を持ち掛けられたことで双方の利益が叶った。そして工事は浜松屋らの奮闘により元禄5年9月には完成した。木屋川の河口和田港は、外側を砂丘で保護された小港で、下流部には広大な沼沢地があり、丸太の貯木場として最適であった。そしてこの水路の利用により無事御用材の納品を完遂することができた。

5 おわりに

この大仕事を成し遂げたとき、紀文29歳、新左衛門33歳。紀文は50万両、松木屋は30万両を利したといわれる。しかし、御用材納入だけでこんなに儲かるはずがない。御用材に紛らせて私用材も大量に搬出したという。このため千頭山、井川山は丸裸となり、未利用材が累々と残されており、その後長い間、大井川上流では山崩れに悩まされたという記録もある。

しかし、木屋水門を利用して長大材が和田港から船積みしたのは、紀文の慧眼は大したものであった。その後、東海道本線が開通するまでこの水路は利用されていた。東海道の川越え箇所の長大材の流下は、安全のため宿役人の指図によって時間帯を定め行われたという。

江戸時代の豪商紀伊国屋文左衛門が、ここ志太の地を闊歩していたことを知り、改めて身近に感じたのは私だけでしょうか。また、駿府に松木屋なる豪商がいたことを知ったことは大きな発見でした。残念ながら上野寛永寺根本中堂は幕末の戊辰の役（上野戦争）により焼失してしまい現存していない。

参考図書

- 村松治平著「紀文と大井川・清水港木材史（1961）」静岡県木材協同組合連合会
- 浅井治平著「大井川とその周辺（1967）」いずみ出版
- 「静岡県木材史（1968）」静岡県木材協同組合連合会
- 「島田木材産業発達史（1960）」島田木材産業協同組会
- 「南アルプスと前衛の山々」南アルプス観光連絡協議会
- 「私たちの島田市 江戸時代末期の灌漑用水路」島田市教育委員会

写真で見る

夏休み親子税金教室

8/9(火)



in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：保護者28名 児童40名

スタート!



司会：松永副部会長



女性部会、清水部会長の開会あいさつ。

藤枝税務署の立松統括官のごあいさつ。



今日の講師は、藤枝税務署の吉田調査官。

最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました

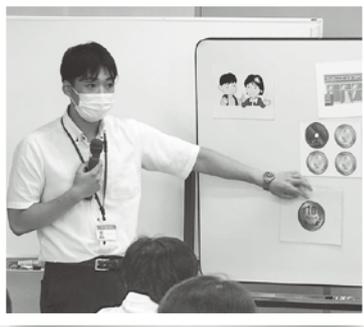


☆ストーリー☆
公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう!」大地の妖精コッピーとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・? 毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページに続く

さて、税金についての勉強です

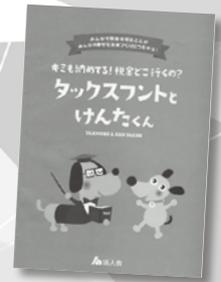
みんな真剣です!!



次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？



全法連テキスト
「タックスフロントと
けんたくん！」



1億円のレプリカが入ってます。



1億円、持ってみました

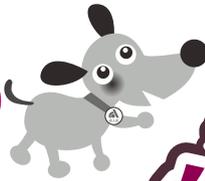
最後に、代表して吉永晴輝さんに
修了証書と参加賞(けんたグッズ)
を受け取ってもらいました。



お疲れさま！
よく頑張って勉強してくれて
ありがとう！

令和4年度

第12回



税に関する絵はがきコンクール

〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合
〈後援〉国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会



法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも906点の応募がありました。入賞28作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



焼津市立
黒石小学校 6年
レイエス
アヤナさん

講評

空中に浮遊する街には、未来をも想像させ、それを支えるあまたの手、そして周りには「あなたの税」が散りばめられており、その構図は、一目で人々が支える税金によって社会が成り立っていることが理解できる作品です。
(審査員:藤枝税務署長 黒田哲也)

藤枝法人会長賞

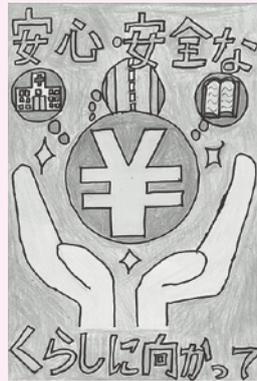


焼津市立
大井川西小学校 6年
横山
実祐さん

講評

本作品は、「税金」のない暮らしと「税金」がある暮らしについて上下で対比した構図で描かれ、小学校6年生で学んだ「税」についての知識や考え方が作品に反映されている点を評価しました。また、私たちの生活の多くが税金によって成り立っていることが良く理解されている作品です。
(審査員:藤枝法人会会長 青島直久)

藤枝法人会女性部会長賞



焼津市立
東益津小学校 6年
大久保
瑛翔さん

講評

近年、温暖化で災害も多い中、国民の皆様から頂いた大切な税金が、日々の生活の中で病院やインフラ施設等、人々の暮らしが安心安全に過ごせ、しっかりと支えになるように願う気持ちが感じられるとても迫力のある作品だと思います。
(審査員:藤枝法人会女性部会長 清水みさ代)

優秀賞



藤枝市立
西益津小学校 6年
岡村
心花さん

講評

納税という字が真っ向から目に入ってきて少し露骨かなと思いきや、字の中には笑顔とありがとうがあふれている。嬉しくなった。支え合う未来は支えようと思う人がいてこそ。自分の事で精一杯の社会をまずなんとかしなくては。
(審査員:画家 山本宗平)

優秀賞



焼津市立
和田小学校 6年
寶石
成海さん

講評

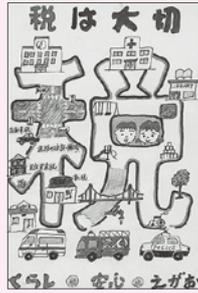
少しずつのお金だがハートに包まれている。すなわち、この町をつくっているのは納税者のハート、心なのだという事に気付かされる。遠目からでも自然と目に入ってくるデザインや構成も好感を持った。
(審査員:画家 山本宗平)



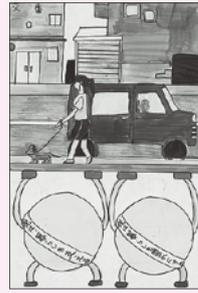
入選



藤枝市立青島小学校 6年
山内 めるも さん



藤枝市立粟梨小学校 6年
高林 瑠愛 さん



藤枝市立粟梨小学校 6年
鈴木 愛菜 さん



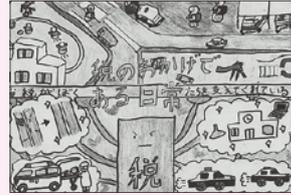
藤枝市立粟梨小学校 6年
秋山 友咲 さん



藤枝市立高洲小学校 6年
永井 夕楼 さん



藤枝市立高洲小学校 6年
古賀 彩桜 さん



藤枝市立大洲小学校 6年
平田 琴瑚 さん



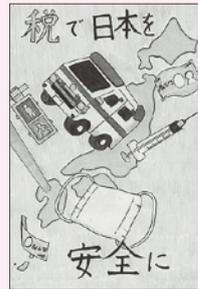
藤枝市立広幡小学校 6年
岡村 優花 さん



藤枝市立高洲南小学校 6年
杉山 愛理 さん



藤枝市立高洲南小学校 6年
各務 結惺 さん



藤枝市立岡部小学校 6年
柏木 咲妃 さん



焼津市立小川小学校 6年
中嶋 里桜 さん



焼津市立東益津小学校 6年
清水 貴大 さん



焼津市立港小学校 6年
松下 祐信 さん



焼津市立港小学校 6年
鈴木 奏汰 さん



焼津市立大富小学校 6年
中久保 佳穂 さん



焼津市立黒石小学校 6年
高井 菜奈子 さん



焼津市立黒石小学校 6年
長岡 青葉 さん



焼津市立黒石小学校 6年
平尾 七色 さん



焼津市立黒石小学校 6年
石田 りら さん



焼津市立大井川西小学校 6年
藁科 心花 さん



焼津市立大井川西小学校 6年
立石 心春 さん



焼津市立大井川西小学校 6年
伊藤 美紅 さん

令和4年度 税金に関する作品 表彰式

令和4年11月30日(水)藤枝市生涯学習センターにおいて、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による「税金に関する作品表彰式」が行われました。藤枝法人会からは、上位優秀5作品(14ページ掲載)の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた9校(葉梨小学校・大洲小学校・高洲南小学校・小川小学校・東益津小学校・和田小学校・港小学校・黒石小学校・大井川西小学校)に対して感謝状が贈呈されました。



【絵はがき優秀作品 出席者3名】



※表彰式欠席者2名には、校長室にて贈呈しました。

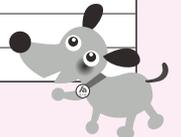


【感謝状 出席3校】 ※表彰式欠席6校には学校へお届けしました。



前ページ(14,15ページ)の入選28作品のポスター(一部上位作品のみの映像)は、下記一覧の通り藤枝市・焼津市の様々な場所に掲示しました。

1 藤枝法人会会報2月号	9 静岡県藤枝財務事務所
2 藤枝法人会ホームページ	10 藤枝市文化センター
3 藤枝総合庁舎本館情報モニター(上位3作品)	11 藤枝市生涯学習センター
4 藤枝市役所ロビー行政情報モニター(上位3作品)	12 焼津文化会館
5 焼津市役所モニター(上位3作品)	13 焼津シーガルドーム(確定申告会場)
6 藤枝駅構内パープルビジョン(上位3作品)	14 しずおか焼津信用金庫大富支店
7 藤枝税務署	15 しずおか焼津信用金庫大井川支店
8 藤枝市役所	



写真で見る

第11回 租税教室

主催：青年部会

開催日：令和4年12月3日(土)
会場：藤枝市文化センター・ホール

青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

主催 公益社団法人 藤枝法人会青年部会
第11回租税教室

就職活動へ臨む前に
まずは情報収集!!

社会人になる前に知っておきたい リアルな情報を就活前に聞いとう
**基礎知識と若手企業家
習得講座との交流会**

開催日 令和4年12月3日(土)
会場 藤枝市文化センター1階ホール
(藤枝市藤枝2丁目1-5)
時間 13:00～17:00(受付12:30)

参加無料

第1部 13:05～13:35
給与明細の見かたとマイナンバー制度について
給与明細や社会保険料などが記載されたマイナンバーカードは、一部では税金の情報がその内容から読み取れます。一部では税金の情報がその内容から読み取れます。一部では税金の情報がその内容から読み取れます。

第2部 13:40～15:55
キャッシュフローゲームセミナー
ボードゲームを通して人生設計と将来を楽しく学ぼう!

第3部 [グループディスカッション] 16:00～17:00
若手企業家との交流会
企業が欲しい人材は、どんな仕事を求めているのか。など、その想いのある疑問を企業家へ投げかけてみよう!

新型コロナウイルス対策のため、手洗い・検温・マスク着用をお願いします。

参加希望の方はチラシの申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。

静岡産業大学：キャリア支援課 静岡福祉大学：キャリア支援課
問合せ (公社)藤枝法人会事務局：054-643-8410・090-7699-1351

【司会】



斎藤副部会長

【部会長あいさつ】



石神部会長

第一部

税金教室「給与明細の見かたとマイナンバー制度について」

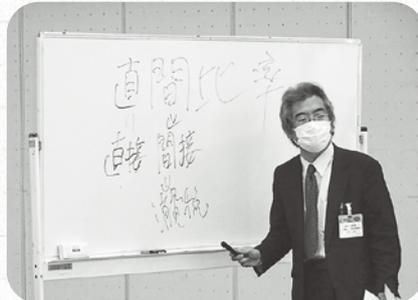
講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 立松 茂氏

13:05～13:35

【第一部・講師】



立松 茂氏



第二部

キャッシュフローゲームセミナー

講師：FPI(株) 代表取締役 中山 猛氏

13:40~15:55

【第二部・講師】



中山 猛氏



第三部

若手企業家との交流会

16:00~17:00



(令和4年8月24日～12月7日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



9月15日 東海法人会連合会「第34回定時総会」 [会 場] 名鉄グランドホテル

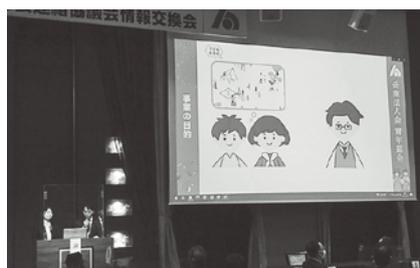


10月4日 (一社)静岡県法人会連合会 女性部会連絡協議会「第32回情報交換会」 [会 場] グランディエールブuketーカイ



10月13日 (公財)全国法人会総連合「第38回法人会全国大会 (千葉大会)」 [会 場] 幕張メッセ

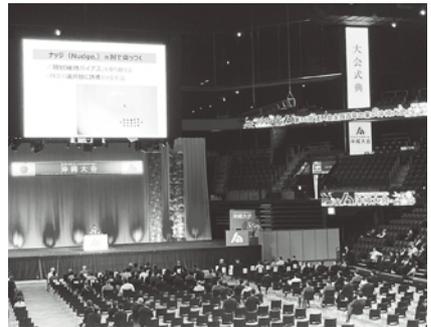
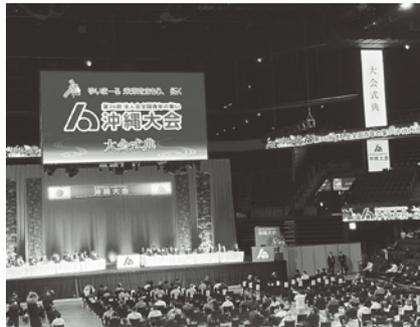
全国の法人会会員約 1600 名が一堂に会して、令和 4 年 10 月 13 日(木)第 38 回法人会全国大会 (千葉大会) が、幕張メッセ幕張イベントホールにて、国税庁阪田長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。第 1 部では「女性がテレビで働くということ」という演題で、キャスター ジャーナリスト 安藤優子氏による記念講演が行われ、第 2 部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に令和 5 年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



10月31日 (一社)静岡県法人会連合会 青年部会連絡協議会「第32回情報交換会」 [会 場] グランディエールブuketーカイ



11月21日 (一社)静岡県法人会連合会「大規模法人等向け研修会」 [会 場] グランディエールブuketーカイ



11月24日～25日 (公財)全国法人会総連合「第36回法人会全国青年の集い沖縄大会」 [会 場] 沖縄アリーナほか

全国の青年部会員約 2200 名が一堂に会して、第 36 回全国青年の集いが沖縄アリーナにて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと開催されました。

大会前日には、租税教育活動プレゼンテーション及び「健康経営大賞」ファイナリストによる事例紹介が行われ、租税教育活動では、鹿児島県の鹿児島法人会が、健康経営大賞では、単体会の部で鹿屋肝属法人会、企業の部で雲南法人会所属の株式会社きこりがそれぞれ最優秀賞を受賞されました。

また、式典に先立ち、部会長サミットが開催され、部会員増強と会の活性化をテーマに各単体会相互の意見交換が行われました。

式典では租税教育活動プレゼンテーション、健康経営大賞の事例発表及び表彰、部会員増強表彰が行われ、記念講演では「財政健全化につながる！健康経営の実装と実践」という演題で吉村健佑氏による講演が行われました。

本 会



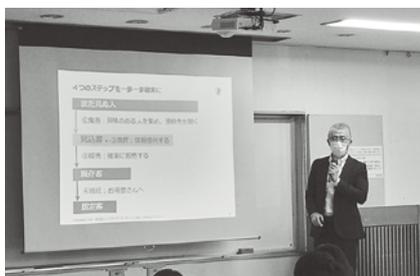
8月24日 実務講座 [会 場] 焼津文化会館
 テーマ 「身近で起こっている労務トラブルの実態」
 講 師 / (有)静岡経営労務管理センター 代表取締役 伊藤彰彦 氏



9月7日 弁護士講習会 [会 場] 焼津文化会館
テーマ 「今、知っておくべきウィズコロナの法律知識」
講 師 / 追手町法律事務所 弁護士 嶋田麗子 氏



9月21日 税務講習会 [会 場] 焼津文化会館
〈第1部〉テーマ 「県税のしくみと使いみち」
講 師 / 静岡県藤枝財務事務所 次長兼管理課長 大庭幹晴 氏
〈第2部〉テーマ 1. 「適格請求書等保存方式の概要」 2. 「電子帳簿保存法の留意点」
講 師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏



10月18日 実務講座 [会 場] 焼津文化会館
テーマ 「YouTube・Instagram・LINE他の活用術！」
講 師 / (一社)ビジネスプレゼンテーション協会 代表理事 山田進一 氏



11月1日 税務講習会 [会 場] 焼津文化会館
テーマ 「年末調整に係る留意点」
講 師 / 藤枝税務署 法人課税源泉担当事務官 小澤綾華 氏

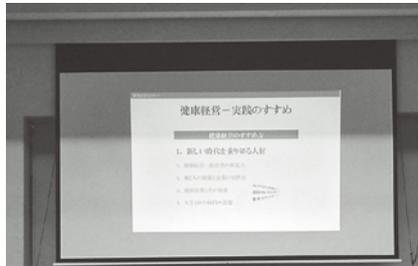


11月7日 (一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式記念講演会 [会 場] ホテルアンビア松風閣
 演 題 「プーチン政権の闇と今後の日露関係」
 講 師 / 筑波大学 名誉教授 中村逸郎 氏



11月11日 新設法人説明会 [会 場] 藤枝市民会館
 講 師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏

青年部会



11月8日 勉強会 [会 場] 藤枝市文化センター
 テーマ 「健康経営実践のすすめ」
 講 師 / (特非)健康経営研究会 認定講師 但馬久美 氏

女性部会



12月7日 教養講座 [会 場] 焼津文化会館
 テーマ 「気持ちが楽になる、こころのトノエ方」
 講 師 / トトノエトノウ 代表 大谷尚子 氏

令和4年分の確定申告は

自宅でe-Tax! 確定申告書作成コーナーから

作成コーナー



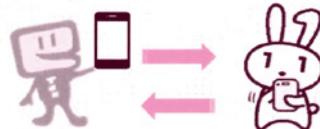
税務職員 ふたば

確定申告に関する疑問は
A! チャットボットの
ふたばにご相談ください

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自動入力



マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪

自宅から

確定申告は、ご自宅で！スマホで申告できます♪



申告・納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和5年3月15日(水)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和5年3月31日(木)まで

事業税・住民税の申告期限

令和5年3月15日(水)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口相談・申告書の受付は、2
月16日(木)からです。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



スマホ申告



医療費控除



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



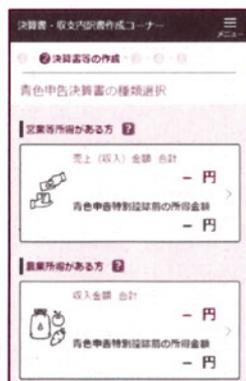
確定申告 動画



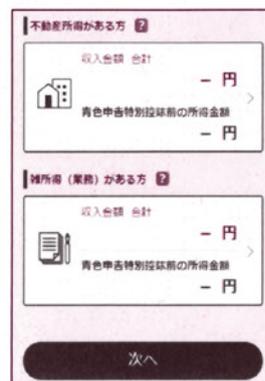
～令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！～

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能

パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面



作成コーナー



マイナポータル



マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

NEW

医療費

1年間分の情報

が取得可能に！



ふるさと納税

公的年金等の

NEW

源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。



！ ご利用いただくためには、事前設定が必要です。マイナポータル連携の事前設定ページは



確定申告会場のご案内

開設場所

焼津市総合体育館（シーガルドーム）サブアリーナ
焼津市保福島1050番地

開設期間

令和5年2月16日（木）から令和5年3月15日（水）まで（土・日・祝日は除きます。）

開設時間

9時から17時（受付終了：16時）【会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。】

会場案内図



※お車で来場される方は、第2駐車場をご利用ください。

問い合わせ先は藤枝税務署です。
（代）054-641-0680

自動音声の案内に従い番号を選択してください。
「0」⇒所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関するご相談（確定申告電話相談センター）

注）焼津市総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください。（申告会場との取次ぎはしていません。）

入場には

確定申告会場への入場には、整理券が必要です。

▶ 会場で当日配付

▶ LINEから事前発行（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください（<https://www.nta.go.jp>）

※入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

【申告会場での留意事項】

- 発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
なお、入場の際に、検温を実施しています。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等で手指アルコール消毒液をご利用いただくようお願いします。
- 焼津市総合体育館のスリッパには、数に限りがあるため、体育館シューズ等の内履きをご持参ください。
- 開設期間中は、藤枝税務署内では申告書の作成指導は行っておりません。
- 申告書等の提出のみの方は、三密防止のため郵送等により税務署にご提出ください。

重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

○ 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



1

○ **適格請求書の交付**

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

○ **適格返還請求書の交付**

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ **修正した適格請求書の交付**

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ **写しの保存**

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。（裏面も併せてご覧ください。）

○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

○ 税率について

標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）です。

軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）です。

○ 簡易課税制度について

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、納税地の所轄税務署長へ事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を選択する場合の特例

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を登録を受けた日を含む課税期間の末日まで※に提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受けることができます。

※ 例：令和5年10月1日に登録を受ける個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達、Q & A、オンライン説明会（全国どこからでも参加可能）、税務署等の説明会開催情報、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等も掲載しています。

○ 制度についての一般的な質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

インボイス制度に関する一般的なご相談は「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度
特設サイト



チャットボット
はこちらから





受付中 地方税共通納税システム

eLTAX は地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

Before

これまででは…

- 納付書や取扱金融機関が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑…
- 金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない…
- そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい…

After

地方税共通納税システムを使うと！

- 金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からPCで電子納付できる！
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができる！
- 電子申告から納税までワンストップで手続きできる！
- 複数の自治体に一括で納付できる！
- 納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できる！

利用可能な手続き

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税（地方法人事業税）
- 法人市町村民税
- 固定資産税（償却資産）
- 個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続）
- 事業所税

2 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

3 電子納税

- 申告手続に関連した納付手続き（※）
- （※）固定資産税（償却資産）を除く

地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAX ホームページでご確認ください。



ご利用者の生の声を紹介します！

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります！
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です！

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 杉井裕郎 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615	 大石準二 焼津市八幡4 ☎628-2812	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 藤浪良昭 焼津市塩津 ☎397-5784	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022	 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 増田富三 藤枝市岡出山2 ☎641-2215
 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 吉川 始 藤枝市大新島 ☎634-2570	 澤村 守 藤枝市谷福葉 ☎644-7845	 片山享一 藤枝市下之郷 ☎638-3766	 仲田 勇 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 青島孝之 藤枝市岡出山1 ☎637-9803	 増田章一 藤枝市福川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 藤枝市岡部町内容 ☎667-3253	 増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 藤枝市高柳1 ☎631-7539	 吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196
 青木 敬 焼津市岡岡目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885	 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890	 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 焼津市石津中町 ☎656-0788	 内田晴巳 藤枝市高洲 ☎635-8022	 大畑雅子 焼津市本町3 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571
 笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 藤枝市志太2 ☎644-4627	 宇田武房 藤枝市志太2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973	 落合孝康 焼津市郡1 ☎642-7171	 小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391	 大石 誠 藤枝市小石川町4 ☎631-5952	 三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市本町3 ☎639-5570	 平野純也 藤枝市小石川町3 ☎646-4700
 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 焼津市志太2 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大柴町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 藤枝市水守2 ☎641-0610	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663	 井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 藤枝市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 藤枝市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 藤枝市前島3 ☎631-5152	 天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898
 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 三橋重継 藤枝市高柳1 ☎631-6346	 山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511	 名倉秀俊 藤枝市高柳2 ☎637-3080	 油井孝介 焼津市立花1 ☎627-5261	 太田容子 焼津市駅前2 ☎636-1199	 片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626	 片川真理子 焼津市焼津1 ☎628-2626	 藪崎大介 焼津市大島 ☎625-7022	 下川大地 藤枝市高柳2 ☎637-3080	 野島由美子 焼津市高岡1 ☎631-9160	 若杉直彦 藤枝市音羽町3 ☎641-0577
 田村博和 藤枝市駅前1 ☎631-5811	 平井寛子 焼津市上新田 ☎622-6836	 神間賢治 焼津市東小川7 ☎628-7973	 内川正樹 焼津市大村1 ☎660-1019	 澤本善彦 藤枝市音羽町5 ☎090-1864-7639	 曾根宜章 藤枝市立花1 ☎643-2112	 杉井裕士 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 小木理弘 藤枝市田沼3 ☎639-6766	 鍋田和孝 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 大石龍哉 焼津市西焼津 ☎627-5022	 岩崎美穂 藤枝市田沼3 ☎639-6766	 平井俊光 焼津市上新田 ☎622-6836	 伊藤文子 焼津市下藤田 ☎648-1511
 鈴木智昭 藤枝市岡出山1 ☎639-7781	 平岩成哉 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 榊原 巧 焼津市西焼津 ☎627-5022	 北澤世紀 焼津市西焼津 ☎627-5022	 押尾卓耶 藤枝市岡部町岡部 ☎625-8717	 岡見健太 焼津市東小川6 ☎627-5261	 村松貴史 焼津市駅前1 ☎627-9638	 海野芳央 焼津市五ヶ壺之内 ☎628-5644	 内藤昌宏 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 深田良宏 焼津市小川 ☎627-5045	 増田貴樹 焼津市東小川6 ☎627-5261	 深尾 宏 藤枝市前島2 ☎631-7778	 大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973
 大竹香織 焼津市東小川8 ☎629-6663	 村野孝宜 焼津市大村1 ☎660-1019	<p>あおい税理士法人 焼津市東小川7 ☎628-7973 社員 森 祐輔 多々良信彦 神間賢治 大橋金行</p>		<p>税理士法人 法理舎 藤枝市高柳2 ☎637-3080 社員 名倉秀俊 下川大地</p>		<p>税理士法人 ペガサス 藤枝市田沼3 ☎639-6766 社員 小木理弘 岩崎美穂</p>		<p>税理士法人 山本事務所 焼津市下小田 ☎624-0962 社員 山本浩幸</p>				
		<p>田中会計税理士法人 焼津市上新田 ☎622-6836 社員 平井寛子 平井俊光</p>		<p>久遠税理士法人 焼津市駅北1 ☎627-9638 社員 鈴木國弘 大畑雅子 村松貴史</p>		<p>税理士法人 杉井会計事務所 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881 社員 杉井裕郎 杉井裕士</p>		<p>税理士法人 エース 焼津市西焼津 ☎627-5022 社員 大石康夫 大石龍哉 榊原 巧 北澤世紀</p>				
<p>お問い合わせは 焼津商工会議所会館2階税理士会税務相談所へ 電話 (628) 2250</p>												

*税理士会では無料税務相談を行っています。

(本ページは税理士会提供記事)

(公社)藤枝法人会 令和5年度年会費について

令和5年度の年会費につきまして、6月12日(月)にご指定頂いている口座から引落しをさせていただきますので、誠に恐縮ではございますが、前日までに口座へご用意くださいますようお願い申し上げます。

※引落口座の変更をご希望される会員様につきましては、3月24日(金)までに、法人会事務局(電話 643-8410)へご連絡ください。

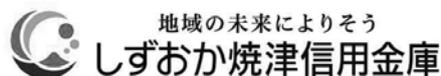
※資本金変更の際も、3月24日(金)までに事務局へご連絡ください。

■取扱い金融機関

静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	大井川農協
静岡信用金庫	島田掛川信用金庫	しずおか焼津信用金庫	

■(公社)藤枝法人会会費区分

会費種別	資本金	年 額
正会員	100万円以下	3,000円
	100万円超 500万円以下	6,000円
	500万円超 3,000万円以下	9,000円
	3,000万円超 1億円以下	15,000円
	1億円超	30,000円
	子会社	1,000円
	学校法人、宗教法人、公益法人等	3,000円
賛助会員	支店法人・営業所等	5,000円
	個人	3,000円



焼津市内の店舗

	まるせい営業部 焼津市栄町3-5-14	054-628-8171
	まるせい営業部 中央出張所 焼津市本町4-10-28	054-628-3151
	焼津支店 焼津市東小川2-11-22	054-627-8686
	道原支店 焼津市三和1342	054-623-3751
	道原支店 大島出張所 焼津市大島735-172	054-623-5500
	小川支店 焼津市小川新町3-1-25	054-628-3168
	石津支店 焼津市石津336-3	054-624-2101
	焼津西支店 焼津市西小川1-12-7	054-627-0178
	焼津北支店 焼津市駅北3-12-10	054-629-1551
	大富支店 焼津市祢宜島403-3	054-623-0111
	大井川支店 焼津市下江留650-1	054-622-3511
	豊田支店 焼津市小屋敷342-1	054-629-1120
	さかなびと支店 焼津市八楠4-13-7	054-628-5141
	大住支店 焼津市三右衛門新田632-1	054-623-6600

藤枝市内の店舗

	藤枝支店 藤枝市前島2-29-12	054-635-0831
	藤枝水守支店 藤枝市水守1-19-37※	054-646-3900
	いかるみ支店 藤枝市水守1-19-37※	054-645-1611
	藤枝中央支店 藤枝市本町2-2-33	054-641-0700
	藤枝中央支店 田中出張所 藤枝市郡1131-1	054-645-0100
	藤枝上支店 藤枝市藤枝2-5-43	054-641-0720
	藤枝駅支店 藤枝市青木2-35-25	054-641-1450
	藤枝駅支店 志太出張所 藤枝市志太4-1-5	054-644-4131
	岡部支店 藤枝市岡部町岡部6-27	054-667-0125
	高洲支店 藤枝市高柳4-16-12	054-635-6111

※いかるみ支店につきましては、令和5年春頃 従前地(藤枝市五十海4-18-8)にてリニューアルオープン予定

令和5年1月1日現在



新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

令和4年7月28日～ 12月16日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

藤枝地区

タイキ産業(株)	藤枝市立花1丁目12-15	静清信用金庫 藤枝支店
(同) CKU	藤枝市高岡3丁目8-6	島田掛川信用金庫 藤枝南支店
アイ・エス・アイ(株)	藤枝市岡部町岡部1591	静清信用金庫 藤枝支店
(有) 渡辺建材	藤枝市助宗417	しずおか焼津信用金庫 岡部支店
(株) SKC	藤枝市高柳2丁目11-15	(株)シズオカエージェントオフィス(AIG代理店)
(株) トモ・サポート	藤枝市田沼2丁目20-27	静清信用金庫 高洲支店
(株) エフアンドワイ	藤枝市水守2丁目2-7	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
(株) ティランカ	藤枝市平島804	静岡銀行 藤枝支店
(株) 澤本智穂	藤枝市岡出山2丁目8-4	しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店
(有) F U	藤枝市田沼2丁目15-7	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) サポートオフィス・野島	藤枝市高岡1丁目1-39	(公社)藤枝法人会・青島会長
(株) M. B. L	藤枝市青木1丁目2-18	(有)静岡経営労務管理センター
(株) ソネック	藤枝市潮429-4	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
(株) H&Iホールディングス	藤枝市築地539-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(株) NO LIMIT	藤枝市鬼島528-6	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
司法書士法人 よつば	藤枝市田沼3丁目26-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(有) 石田酒店	藤枝市青木2丁目6-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店
(株) しずおか経営会計	藤枝市前島2丁目8-1-102	島田掛川信用金庫 藤枝支店
(有) 平島屋酒店	藤枝市平島602-94	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(株) ナナ不動産	藤枝市青葉町2丁目2-6-1	静岡銀行 藤枝駅支店
(有) ホンダファミリー	藤枝市築地1丁目17-22	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
高塚建材工業(株)	藤枝市大西町3丁目15-33	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株) HALO	藤枝市駅前1丁目8-3	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株) ロイヤル	藤枝市藤枝4丁目9-10	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(有) カクタスハウス	藤枝市高洲25-9	しずおか焼津信用金庫 高洲支店
(株) エレフォート	藤枝市築地1丁目1-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) ミズノテック	藤枝市横内800-22	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(株) catalyst	藤枝市高洲18-15	静岡銀行 藤枝支店
すこやか工房(同)	藤枝市高洲10-8	事務局

焼津地区

(株) 第一観光	焼津市越後島404-2	大同生命保険(株)
(株) 三氣屋	焼津市利右衛門2508	静岡銀行 焼津南支店
久保山エンジニア(株)	焼津市三ケ名1544-6	(株)ブレイス(AIG代理店)
(株) ポラック	焼津市石津635	しずおか焼津信用金庫 石津支店
(株) 秋山塗装	焼津市焼津1丁目2-7	しずおか焼津信用金庫 中央支店
(株) 亜 泰	焼津市高崎67-1	静清信用金庫 焼津支店
(株) 中央水産	焼津市藤守2293-17	静岡銀行 焼津支店
(有) 富士自動車工業	焼津市道原884-2	静清信用金庫 石津支店
(株) S & K	焼津市大住281-6	しずおか焼津信用金庫 大住支店
F u n u p (同)	焼津市下江留693-1	静清信用金庫 高洲支店
(株) 電化ランドなかじま	焼津市石津中町10-19	しずおか焼津信用金庫 石津支店
(有) 八阪工業	焼津市中根44-2	静清信用金庫 西焼津支店

法人名	所在地	紹介者
ドリームデリバリーサービス(有)	焼津市柳新屋521-3	静清信用金庫 西焼津支店
(株)HOTSTYLE柴田工務店	焼津市小川4076-3	(株)共水
ジャパンセキュリティ(株)	焼津市上下小杉264	(株)ブレイス(AIG代理店)
(株)N・GROUP	焼津市相川469	静岡銀行 吉田支店
(株)KOUWA	焼津市石津1270-1	静清信用金庫 石津支店
(株)鴨田配管	焼津市小川3966	事務局
(株)平塚工業	焼津市下小田655-3	しずおか焼津信用金庫 大住支店
(有)中谷商店	焼津市飯淵1265-8	しずおか焼津信用金庫 道原支店
インターマリンヤイツ(株)	焼津市越後島476-76	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
(株)鈴木興業	焼津市中里539-3	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店
(株)YM商事	焼津市高新田2070-8	(有)メンターS(AIG代理店)
(有)エム・ケイ自動車	焼津市三右衛門新田379-1	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
(株)Power	焼津市五ヶ堀之内1638-2	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株)エフエステック	焼津市大覚寺3丁目14-4	しずおか焼津信用金庫 焼津西支店
(株)KMD	焼津市飯淵787-1	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(株)松永特殊溶接	焼津市八楠1丁目13-9	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店
社会保険労務士法人 小倉事務所	焼津市焼津4丁目13-17	(公社)藤枝法人会・青島会長
(有)マエダ商会	焼津市八楠3丁目2-23	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店
(株)イトウ電業社	焼津市駅北3丁目16-21	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店
(株)海野製蠟	焼津市大住223-1	静岡銀行 焼津支店
(株)八倉コーポレーション	焼津市三ヶ名1040-7	しずおか焼津信用金庫 豊田支店
(株)入山一	焼津市西焼津9-2	静岡銀行 焼津支店
トライエナジー(株)	焼津市利右衛門563-1	しずおか焼津信用金庫 道原支店
司法書士法人 カラー	焼津市三ヶ名269	しずおか焼津信用金庫 小川支店
(株)大和ロジテック	焼津市利右衛門2820-1	静岡銀行 焼津南支店
(株)ルーツ	焼津市柳新屋739-2	静岡銀行 焼津支店
(株)シズオカコールドストレージ	焼津市中港3丁目5-4	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(株)ハレプラス	焼津市焼津1丁目14-26	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(株)ロプレ	焼津市中港1丁目3-9	(株)エクノスワタナベ
大井川輸送(有)	焼津市利右衛門563-1	静岡銀行 焼津南支店

賛助会員

(株)サンライズガード	藤枝市上藪田130-1	静岡銀行 藤枝駅支店
(有)アールズカンパニー	焼津市栄町1丁目1-21	しずおか焼津信用金庫 石津支店

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Tax^①が利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!^(※2)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要^(※3)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※4)に応じて中間申告・納付が必要となります。



直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※4)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※3 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※4 地方消費税を含まない年税額をいいます。

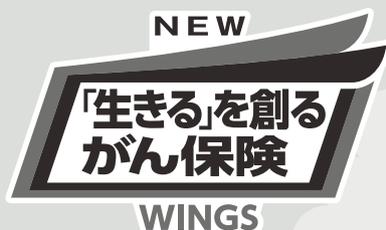
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

法人会

国税庁 消費税



がん保険にできることを、
もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな がんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。
また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

2023年1月23日
サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが さまざまな悩みの解決をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。
お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただける
サービスをご案内し、お困りごとや疑問の緩和・解消をサポートします。



アフラックの
よりそう
がん相談
サポート

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

©商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

静岡支社 〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー 22F

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

予防 と そなえ を兼ねそなえた新しい保険



会社みんなでKENCO+

無配当年満期重度就業不能保障定期保険(無解約払戻金型)
無配当歳満期重度就業不能保障定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

そなえ

就業不能や死亡時など、
経営者と従業員の
「まさか」に備える

予防

KENCO SUPPORT
PROGRAMと健康増進特典で
楽しみながら健康経営®に
取り組める

経営者と従業員の健康促進は
重要な経営戦略。
健康経営で
活力ある会社へ！



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

「会社みんなでKENCO+」の商品概要は当社ホームページをご覧ください。



引受保険会社

おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

F-2021-0008(2022年3月11日)



Business Guard



AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。
この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

静岡支店

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20-1
TEL. 054-686-1170 FAX. 054-686-1219
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073001)